

保険業規制の国際協調のあり方に関する考察 —保険のリスク移転と金融仲介機能に焦点をあてて—

京都産業大学 諏澤吉彦

1. はじめに

保険企業が様々な経済主体に対してリスク移転手段を提供することをとおして、各国経済・社会の発展と安定に貢献していると同時に、保険契約の引受けをとおして蓄積した保険資金を投資・運用に充てることで、経済主体の活動を支えていることは、繰り返し議論されてきた。いっぽうで、企業活動、投資活動および保険事業が国際的に展開するなか、世界経済・社会の持続的発展に向けて保険事業が貢献することへの期待が高まっている。

そこで本報告では、保険が、そのリスク移転と金融仲介機能を発揮し、世界経済・社会の持続性に資するためには、どのような公的規制、競争政策、そして国際協調が求められるのかを探る。

2. 保険事業のリスク移転と金融仲介機能

保険の基本的機能は、リスク移転と補償の手段を、多様なリスクにさらされる経済主体に提供することである。このような保険のリスク移転機能によりもたらされる個人・家計および企業・組織の財務的安定は、消費活動を促進し、資本の生産性を向上させ、技術革新とロスコントロールを推進することにつながり、経済・社会の発展と安定に貢献すると考えられる。また、保険企業は、適切な保険契約ポートフォリオ管理によりリスク分散を図っていることを前提とすれば、保険資金の多くを公社債、株式などの有価証券として運用することをとおして、市場への資金提供者としての役割を果たしてきた。

いっぽうで、UNEP Financial Initiativeが2012年に発表したPrinciples for Sustainable Insurance (PSI)からも読み取れるように、世界的に少子高齢化が進展するとともに、大規模自然災害が頻発するなか、保険がそのリスク移転と金融仲介機能をとおして持続的世界経済・社会の実現に資することが、国際社会からも期待されている。

3. 保険事業の国際化

1990年代以降、新興市場の経済成長、国際取引の自由化、情報技術およびそれを基礎としたネットワーク社会の急速な発展などに伴い、商品・サービスの国際取引の活発化や海外投資の増加など、企業活動・投資活動がグローバル化している。また、一部の保険企業の海外進出、国際的な連携、そして国際的金融・保険グループの形成と成長などに見られるように、保険事業のグローバル化も進展している。いっぽう保険を含む金融市場のグローバル化は、2000年代に入りアジア金融危機の世界経済への波及や米国のサブプライムローン問題に端を発する金融・保険グループの経営危機をもたらすことにもつながった。こ

うした過程を通じて国際保険規制・監督体制の必要性が認識されるようになり、実際にも1994年に発足した International Association of Insurance Supervisors (IAIS) は、保険監督者間の国際的な協調と情報交換の促進や金融各分野の規制監督者とのコーディネーションなどに取り組んでいる。

4. 国際経済・社会の持続的発展に向けた保険規制の国際協調

IAIS の取り組みを踏まえたうえで、PSI が期待するように保険事業がリスク移転機能と金融仲介機能を発揮し国際経済・社会の持続的発展に資するためには、保険規制においてどのような国際的枠組みが求められるだろうか。

従来の保険市場には保険企業の支払能力に関する情報不完全性、保険企業と保険契約者間での情報不均衡があり、ソルベンシー規制、セーフティネット、会計基準、証券規制、そして保険企業の破綻処理規制をはじめとする保険分野の健全性規制は、この情報不完全性・不均衡の問題を緩和するために個々の法域で設計され実施されてきた。しかしながら、デリバティブ契約や再保険契約など、保険企業のリスク移転取引がグローバル化し、また、海外での事業展開も盛んに行われている現状からは、保険企業の財務健全性と支払能力に関する情報の不完全性はいつそう深刻となり、保険事業のリスク移転と金融仲介機能を損なう事態となりかねない。このことから、ソルベンシー規制に関しては一定の国際的な調和と共通化が求められる。同様に、セーフティネットに関しても、多国間で活動する保険企業がより有利な法域にリスクを移転するような規制裁定行動を避けるためにも、各市場間で保護水準を共通化するなどの措置が必要であろう。さらに、投資活動が国際化するなか保険の金融仲介機能を確保するためには、投資家をはじめとするステークホルダーのモニタリングを容易にし、市場規律が機能し得るよう、会計基準、証券規制、保険企業の破綻処理規制の国際的協調も必要と考えられる。

また、保険市場には、保険カバーの価格と内容に関する情報の不完全性・不均衡も存在し、保険料率・商品規制および販売規制などの市場行動規制は、この問題を補完することに主眼を置いたものであり、これまでは個々の市場の歴史的・社会的背景や経済成長段階の違いを反映して形作られてきた。このため、保険契約取引が個々の市場内で行われる限りにおいては、各市場の規制形態は異ならざるを得ない。しかしながら、企業活動の国際化を鑑みれば、多国間で活動する企業・組織に対する保険のリスク移転機能を確保するためには、少なくとも一部の企業分野の保険契約取引に関しては、市場行動規制の国際的協調も将来的に必要なのではないか。